（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（登録申請書記載事項の変更の届出） **第二十条**　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 一　［略］ 二　法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項又は第七条第十二号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ［三～九　略］ ［２・３　略］ （登録申請書記載事項の変更の届出） **第五十一条**　法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 一　法第三十三条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第四十四条第十三号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ［二～十　略］ ［２・３　略］ （登録申請書記載事項の変更の届出） **第二百六十三条**　法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。 ［一～五　略］ 六　第二百五十八条第四号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ［２・３　略］	（登録申請書記載事項の変更の届出） **第二十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ［三～九　同上］ ［２・３　同上］ （登録申請書記載事項の変更の届出） **第五十一条**　［同上］ 一　法第三十三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面 ［二～十　同上］ ［２・３　同上］ （登録申請書記載事項の変更の届出） **第二百六十三条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号の改正規定　令和四年三月三十一日

二　第二条中保険業法施行規則第八十三条第一号ロの改正規定　令和四年五月一日